

令和6年度幼児期からの運動習慣形成プロジェクト「奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年7月22日

奈良県地域創造部長

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度幼児期からの運動習慣形成プロジェクト「奈良県幼児向け運動・スポーツ・遊び推進事業」業務

(2) 業務目的

子どもの多様な動きの獲得、体力向上や、後年のスポーツ習慣化、健康の維持・増進につなげるため、県で策定した幼児向け運動・スポーツプログラム（以下「プログラム」という。）等を活用し、総合型地域スポーツクラブと保育施設の協働を通じて、子どもたちが継続的に運動・スポーツ・遊びを経験できる環境整備を推進する。

(3) 業務内容

県内教育・保育施設における就学前児童を対象とする運動・スポーツ・遊び体験会の実施と、運動プログラム実施前後でのアンケート調査の実施、当該体験会の様子などを撮影・編集した動画の作成・配信。詳細は別途配布する「業務委託仕様書」とおり。

(4) 委託料

保育施設1か所あたり299,825円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

なお、委託料の支払いは、精算払いとする。

(5) 委託団体

奈良県内で活動している総合型地域スポーツクラブ（実施保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）が10か所になるよう調整）

(6) 委託期間

契約締結の日から令和7年1月17日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 奈良県内で活動している総合型地域スポーツクラブであること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ④ 銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。
- ⑤ 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置、又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に

該当する団体) でないこと。

- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生
手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる
更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第
1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申
立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定
を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなさ
れなかった者とみなす。
- ⑧ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止
前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てを
していない者であること。
- ⑨ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをし
ていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再
生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者につ
いては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者と
みなす。
- ⑩ 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代
表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつ
てはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が
暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。
以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)で
ないこと。
- ⑪ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が
経営に実質的に関与していないこと。
- ⑫ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を
与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するな
ど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこ
と。
- ⑭ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこ
と。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、
その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先

奈良県地域創造部スポーツ振興課 地域スポーツ係

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟4階
電 話 0742-27-8317
F A X 0742-23-7105

(2) 公募手続の日程

| 手 続 等 | 期間・期日・期限 | 場所・備考 |
|-------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 募集要項の交付 | 令和6年8月1日 (木曜日)16時まで | 奈良県スポーツ振興課のホームページ 内に掲載 |
| 質問の受付期間 | 令和6年8月1日 (木曜日)12時まで | 上記4(1)にてFAXにより受付 *提出の際は事前に連絡すること |
| 参加意向申出書の提出 | 令和6年8月1日 (木曜日)16時まで | 上記4(1)へ持参又は郵送により提出 |
| 参加資格の通知 | 令和6年8月2日 (金曜日)予定 | 発送予定 |
| 質問に対する回答 | 令和6年8月2日 (金曜日)まで | 奈良県スポーツ振興課のホームページ 内に掲載 |
| 企画提案書の提出 | 令和6年8月19日 (月曜日)16時まで | 上記4(1)へ持参又は郵送により提出 |
| 選定審査会の開催 | 令和6年8月22日 (木曜日)予定 | 書類審査 |
| 特定または非特定の通知 | 令和6年8月26日 (月曜日)予定 | 発送予定 |

上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「奈良県の休日」という。）を除く9時～16時とする（別途期限の指定があるものを除く。）。

5 受託者の特定

(1) 特定について

上記4(2)により交付する募集要項に示すところによるものとする。

(2) 通知について

企画提案書等を提出した者には、特定または非特定を通知する。

(3) 非特定理由の説明申請について

非特定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を除く）以内にその理由の説明を書面により求めることができる。

6 受託者との契約

上記4(2)により交付する募集要項に示すところによるものとする。

7 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 契約保証金については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによるものとする。
- (4) 本業務の詳細は、上記4(2)により交付する募集要項に示すところによるものとする。